

情報公開審査会答申の概要

答申第 995 号（諮問第 1652 号）

件名：弁明書等の開示決定に関する件

1 開示請求

令和 2 年 11 月 24 日

2 原処分

令和 3 年 2 月 9 日（開示決定）

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）は、別表の 1 欄に掲げる開示請求に対し、同表の 2 欄に掲げる行政文書（以下「本件行政文書」という。）を特定して開示とした。

3 審査請求

令和 3 年 3 月 11 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 3 年 4 月 30 日

5 答申

令和 4 年 2 月 28 日

6 審査会の結論

処分庁が、別表の 1 欄に掲げる開示請求に対し、本件行政文書を特定して開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈及び運用されなければならない。

そして、この目的を達成するためには、開示請求の対象となる行政文書が適切に特定されることが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、処分庁及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件開示請求に係る文書の特定について、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

ア 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、審査請求に係る処分として別表の 1 欄に掲げる開示請求に対する本件開示決定を記載した上で、本件行政文書以外の文書についても開示を求める旨主張していることから、本件開示決定において文書の特定について誤りがあるか否かについて、以下検

討する。

イ 本件開示請求について

本件開示決定に係る請求内容として、本件開示請求書には「①公印を押印する文書の様式（愛知県警察の定める現に使用しているかつ愛知県警察例規集に掲載されているものに限る）」と記載され、さらに「警察署長印の分」と記載されている。これらの記載から、本件開示決定に係る開示請求の内容は、警察署長印を押印する文書の様式で愛知県警察が定め、現に使用しており、愛知県警察例規集に掲載されているものを求めるものであると解される。

ウ 本件行政文書の特定について

(ア) 当審査会において本件行政文書を確認したところ、その内容は処分庁が主張するとおりであり、本件行政文書は請求内容に合致するものと認められた。

(イ) 当審査会において処分庁から説明を聴取したところ、令和3年1月8日付けで警察本部警務部監察官室は、愛知県警察表彰等取扱規程（平成24年1月6日付け、愛知県警察本部訓令第1号。以下「表彰等取扱規程」という。）で定める様式は、警察本部長印を押印する様式として判断したので、愛知県警察審査請求取扱要綱（平成28年3月18日付け、務監発甲第51号）で定める弁明書の様式のみを特定して開示決定を行ったが、同年2月5日に審査請求人から不服申立てがあり、本件開示請求に係る対象文書を再度探索した結果、表彰等取扱規程で定める様式下部の備考に「部長等、局長及び署長等が授与するものについては、様式中の「愛知県警察本部長」とあるのは、それぞれの職名を用いる。」ことと補足されており、表彰等取扱規程で定める賞、感謝状及び表彰状の様式が該当することが判明したので、同年2月9日に当初の開示決定を取り消し、弁明書の様式に賞、感謝状及び表彰状の様式を追加して特定した開示決定を行ったとのことである。

また、当審査会において当該開示決定の内容を確認したところ、令和3年2月9日付けの開示決定で同年1月8日付けの開示決定を取り消し、弁明書の様式に賞、感謝状及び表彰状の様式を追加して特定した開示決定を行ったことが認められた。

そして、他に特定すべき文書が存在する事情も認められなかった。

(ウ) これらのことからすれば、本件開示請求に対し、本件行政文書を特定し、他に対象となる文書は存在しないという処分庁の説明に、特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

(エ) 審査請求人は、審査請求書の審査請求の趣旨及び理由欄で、「請求した①を訂正する場合、訂正の公印を押印する場合としない場合の根拠となる法令等（以下「請求内容②」という。）の部分について、開示決定通知がされないので、開示を求める。不作為である。」と主張しているが、一般に、開示請求に対して開示決定等を行ったものの、開示すべきであった行政文書が不足していた場合（開示対象文書の特定を誤った場合等）

は、行政不服審査法第 3 条の不作為には当たらないものと考えられる。
本件開示請求の請求内容②については、すでに決定がされているので、
不作為の審査請求は認められない。

(3) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 開示請求の内容	2 行政文書の名称
<ul style="list-style-type: none"> ・公印を押印する文書の様式（愛知県警察の定める現に使用しているかつ愛知県警察例規集に掲載されているものに限る） 警察署長印の分（ただし、電子は除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県警察審査請求取扱要綱（平成 28 年 3 月 18 日付け、務監発甲第 51 号）で定める弁明書（様式第 7 の 1）及び弁明書（様式第 7 の 2） ・愛知県警察表彰等取扱規程（平成 24 年 1 月 6 日付け、愛知県警察本部訓令第 1 号）で定める賞（様式第 7 の 1）、賞（様式第 7 の 2）、感謝状（様式第 8）、表彰状（様式第 9）